

相続の お手続きに関する ご案内

TRIbank Sagami

相続センター

お問合せ・ご来店予約

- 窓口営業日の
午前9:00～午後5:00
- TEL 0120-426-431

相続手続受付時間 〈予約制〉

- 午前 ① 9:00～
② 10:30～
- 午後 ③ 1:00～
④ 2:30～

相続関連サービスのご提供

- 遺産整理業務
- 遺言信託
- 専門家による法律、
税務の無料相談

お気軽にご相談ください。

さがみ信用金庫

ごあいさつ

本冊子は相続に関する一般的な流れと当金庫での手続きについてご案内し、皆さまのお役に立てるよう作成いたしました。

法律にかかわる事項に関しましては、弁護士をはじめ専門家に
ご相談いただくことをお勧めいたしますが、相続手続きの一助として
ご活用いただければ幸いです。

なお、具体的な相続手続きならびに本冊子に関するお問い合わせに
つきましては、相続センターもしくはお近くのさがみ信用金庫本支店
まで、お気軽にお問い合わせください。

さがみ信用金庫

目 次

01	相続に関するお手続きの流れ	2
02	相続開始から申告までの一般的な流れ	3
03	相続の方法	4
04	相続のお手続きが完了するまでのお取引について	5・6
05	ご提出いただく書類	7
06	戸籍謄本の見方・入手の方法	8・9
07	「相続手続依頼書」について	10
08	ご参考	10
09	相続手続依頼書の記入方法	11・12
10	相続人のご確認	13
11	相続人関係図	14

相続に関するお手続きの流れ

相続に関するお手続きの流れは以下のとおりです。

お亡くなりになられたことのご連絡

- 相続センターもしくはお取引店へご連絡ください。
- 預金の支払停止等の措置をとらせていただきます。
(当金庫がお亡くなりになられた事実を知った時点で支払停止等の措置をとらせていただいております)
- 遺言書の有無の確認をお願いいたします。

相続人の確認と必要書類のご準備

- 相続人を確認する書類(戸籍謄本等)をご準備ください。
- お取引の内容、相続方法により、ご用意いただく書類が異なりますので、詳しくは相続センターもしくはお取引店にお尋ねください。

相続手続依頼書等のご提出

- 相続手続に必要な書類をご提出いただきます。
- ご来店される方は実印をご持参ください。
- ご来店時に戸籍謄本等の書類を確認いたします。
※書類の確認のため、お時間を頂きます。
- 書類が全て揃っている事が確認できましたら、相続手続を開始いたします。

相続手続完了

- 相続される方への名義変更や解約金の払戻しを行います。
- お手続き終了後の計算書・振込領収書等は、相続人代表者様にご郵送いたします。
- 相続お手続き終了まで、2週間程度かかります。

※ご来店の際には、ご本人の確認ができる公的書類(運転免許証、健康保険証等)もご持参くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、相続センターもしくはお取引店までお問い合わせください。

相続開始から申告までの一般的な流れ

相続開始から申告までの一般的な手続きの流れは以下のとおりです。

7日以内
ご逝去から

ご逝去 - 相続開始 -

- 市区役所・町村役場への「死亡届」のご提出

葬祭行事

- お通夜・ご葬儀
- 初七日法要

3ヶ月以内
ご逝去から

関係機関へのお届出・お手続き - 生前の契約など、関係機関に確認が必要 -

- お取引金融機関へのご連絡
- 公共料金などの契約者変更
- クレジットカードなどの退会届
- 年金保険・遺族年金・死亡保険金などのご請求
- 年金受給の停止 など

(注) 上記は一例です。被相続人によって該当しないものや他に必要なものもあります。

相続手続きの事前確認事項 - 相続手続きにおける重要な確認事項 -

- 相続人のご確認(法定相続人の特定) **P8** **P13~14**
- 遺言書がある場合・ない場合のご確認 **P4**
- 公正証書遺言および自筆証書遺言書保管制度利用以外の遺言の場合は、家庭裁判所で検認が必要
- 相続財産の調査・確認
- 特別代理人の選任(相続人に未成年者がいる場合)
- 単純承認・限定承認・相続放棄の選択

葬祭行事

- 香典返し
- 四十九日法要
- 納骨式

4ヶ月以内
ご逝去から

所得税に関するお手続き

- 被相続人の所得税の申告・納付(※準確定申告)

4ヶ月以降
10ヶ月以内
ご逝去から

評価額確定

- 相続財産の評価額を確定

遺産分割協議

- 相続人全員で相続財産の分割について話し合い、遺産分割協議書を作成

金融機関のお手続き(相続預金の払戻・名義変更など)

- 相続人全員の署名・押印で行う方法が一般的です。
- ※具体的なお手続きについては、お取引の金融機関にご相談ください。

不動産・有価証券の名義変更など

- 相続財産に不動産や有価証券がある場合は、遺産分割協議に基づきそれぞれ名義変更のお手続きを行います。

相続税の申告・納付

- 相続人ひとりあたりの相続財産の額が一定以上になると相続税の申告が必要となります。

上記は一般的な流れになりますが、この順番でなければならないという決まりはありません。

【解説】

相続人と被相続人とは

相続人	相続財産を引き継ぐ方
被相続人	相続財産を遺して亡くなられた方(故人様)

※準確定申告とは

確定申告すべき人が申告前に亡くなられた場合、相続人は死亡の事実を知った日から4ヶ月以内に被相続人の所得税の確定申告および納税を行う必要があります。

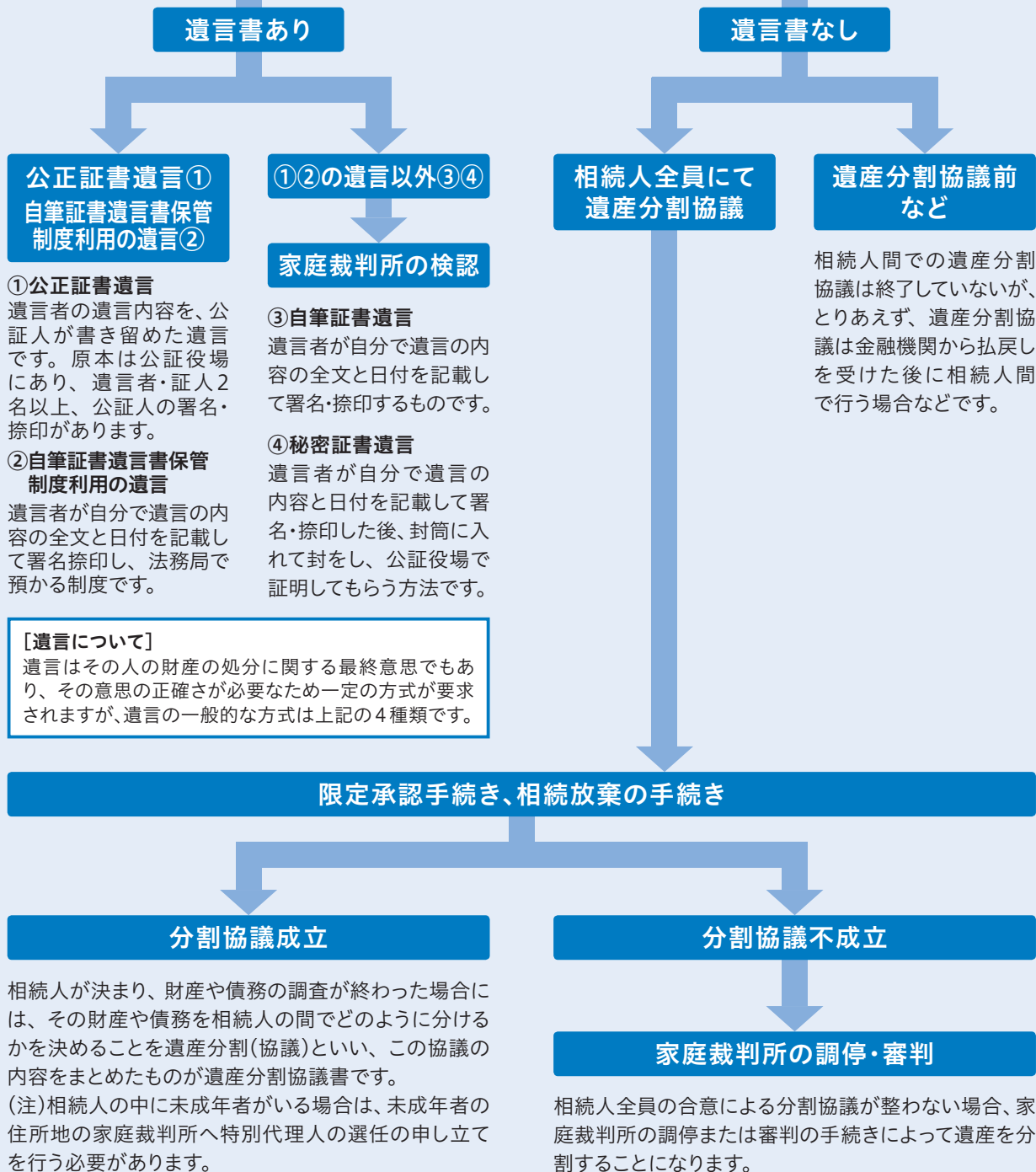
お亡くなりになったことのお申し出など

相続のお手続きが完了するまでのお取引について

※相続のお手続きが完了するまで、被相続人(お亡くなりになった方)のご預金等のお引出し、ご入金のお取扱いはできなくなります。 **P5**

※被相続人(お亡くなりになった方)の残高証明書などの発行が必要な場合 **P6**

(一般的な相続手続き)



ご預金等相続のお手続きに際しては、ご用意いただく書類などは **P7** をご覧ください。

相続のお手続きが完了するまでのお取引について

①お取引内容とお取扱い方法

被相続人(亡くなられた方)のご預金等のお引出し、ご入金については、相続手続きが完了するまで、お取扱いできなくなります。

また、下記のお取引につきましては、以下のように取扱わせていただきます。詳しくは相続センターもしくはお取引店へお問い合わせください。

お取引内容	お取扱い方法
口座振替契約	・口座振替を停止させていただきます。 ・引き続いて口座振替のご利用を希望する場合は、別途依頼書の提出など必要な手続きをお願いします。
振込入金	・振込でのご入金につきましては、先方の金融機関に連絡のうえ、振込ご依頼人のご指示によりお取扱いいたします。 ・家賃など継続的な振込入金がある場合は、入金指定口座を変更していただくようお願いいたします。
自動継続式定期預金	・自動継続式定期預金の満期日が到来しましたら、この定期預金の継続手続きは自動継続せずに停止させていただきます。
総合口座取引	・総合口座取引の通帳を窓口へお持ちください。 ・総合口座普通預金に当座貸越がある場合は、総合口座定期預金と相殺させていただきます。なお、相続手続き前に総合口座定期預金と相殺する場合には、別途依頼書の提出など必要な手続きをお願いいたします。
当座預金取引	・当座勘定規定にもとづき解約処理をいたします。 ・また、未使用の小切手・手形用紙を窓口へお持ちくださいますようお願いいたします。 ・なお、未決済の小切手・手形がございました場合はお申し出ください。 ・解約に伴う返還金は、他のご預金の相続手続きと合せてお支払いいたします。
貸金庫契約	・開扉のお取扱いは停止いたします。 ・開扉、内容物のお受取り等のお手続きにつきましては、別途依頼書の提出など必要な手続きをお願いします。
融資取引	・融資のお取引につきましては、担当係にお問い合わせください。
その他	・その他ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

②残高証明書などの発行

被相続人(亡くなられた方)の残高証明書などの発行が必要な場合は、次のとおりお取り扱いさせていただきますので、お取引店にお申し出ください。

【1】発行のお申し出

残高証明書は、相続人、相続人代理人、遺言執行者、相続財産管理人、相続財産清算人のお申し出により発行いたします。

【2】必要書類

次の書類をお持ちください。

相続人	①被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍(除籍)謄本 ・上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人の戸籍謄本 ②相続人の印鑑証明書 ③残高証明発行依頼書(当金庫所定) ・ご依頼人さまの実印を押印してください
相続人代理人	①被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍(除籍)謄本 ・上記書類の中で相続人であることが確認できない場合は、相続人の戸籍謄本 ②相続人代理人書類(委任状など) ※委任状への相続人の実印押捺および相続人の印鑑証明書 ③相続人代理人の印鑑証明書 ④残高証明発行依頼書(当金庫所定) ・相続人代理人の実印を押印してください
遺言執行者	①遺言執行者であることがわかる書類(遺言書、遺言執行者選任の審判書など) ②遺言執行者の印鑑証明書 ③残高証明発行依頼書(当金庫所定) ・遺言執行者の実印を押印してください
相続財産管理人	①相続財産管理人であることがわかる書類(相続財産管理人選任の審判書など) ②相続財産管理人の印鑑証明書 ③残高証明発行依頼書(当金庫所定) ・相続財産管理人の実印を押印してください
相続財産清算人	①相続財産清算人であることがわかる書類(相続財産清算人選任の審判書など) ②相続財産清算人の印鑑証明書 ③残高証明発行依頼書(当金庫所定) ・相続財産清算人の実印を押印してください

・融資取引については、預金取引とは別の書類が必要となります。

・法定相続情報証明制度を利用される方は上記戸籍謄本に代えて法定相続情報一覧図をお持ちください。

【3】残高証明書発行手数料

残高証明書発行に際しては、当金庫所定の発行手数料をいただきます。

ご提出いただく書類

「必ずご提出いただく書類」と「該当のある場合にご提出いただく書類」がございます。

内容をご確認いただき、書類のご提出をお願いいたします。

※各種提出書類は、原本をご持参ください。確認させていただいたあと(必要な場合にはコピーさせていただき)お返しいたします。

●必ずご提出いただく書類

確認欄	No.	ご提出いただく書類	書類の入手先	ご説明(ご注意いただく点など)
☐	1	お亡くなりになられた方の戸籍謄本	市区町村役場	お生まれになられた時から、お亡くなりになられた時までの連続した戸籍謄本。
☐	2	相続人の戸籍謄本	市区町村役場	相続人であることが確認できる戸籍謄本(結婚などで除籍されている場合は新戸籍謄本)ただし、お亡くなりになられた方の戸籍謄本で確認できる場合には、不要となる場合がございます。
☐	3	相続人全員の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内)	市区町村役場	
☐	4	相続手続依頼書	相続センター 金庫窓口	
☐	5	相続人関係図	相続センター 金庫窓口	P14 でご記入しご提出をお願いいたします。
☐	6	預金通帳・証書・キャッシュカード・ローンカード等	お客さま	

※法定相続情報証明制度を利用される方は上記戸籍謄本に代えて法定相続情報一覧図をお持ちください。

●該当のある場合にご提出いただく書類

確認欄	No.	ご提出いただく書類	書類の入手先	ご説明(ご注意いただく点など)
☐	7	遺産分割協議書の写し(原本のご提出をお願いいたします)	お客さま	
☐	8	遺言書の写し(原本のご提出をお願いいたします)	お客さま	公正証書・自筆証書遺言書保管制度利用以外は、家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	9	調停調書・審判書 ※家庭裁判所の調停または審判があった場合	家庭裁判所	調停調書正本または謄本、審判書正本または謄本および審判確定証明書のご提出をお願いいたします。
☐	10	サイン証明書 在留証明書	居住地の日本 大使館又は 領事館	相続人の方で海外に移住されている場合に必要となります。
☐	11	委任状・委任契約書		相続手続きを弁護士等の第三者に委任する場合に必要となります。
☐	12	相続放棄申述受理証明書	家庭裁判所	相続放棄をした方がいる場合に必要となります。
☐	13	特別代理人選任審判書謄本	家庭裁判所	相続人の方が未成年で、かつ親権者が法定代理人になれない場合に必要となります。
☐	14	新印鑑票(名義変更の場合)	金庫窓口	相続預金の解約ではなく、名義変更を希望される場合にご提出をお願いいたします。

※上記のほかにより書類のご提出をお願いする場合があります。

相続手続きを行う際に必要とされる戸籍謄本について説明いたします。

- (1) 相続人を確認するためには、原則、被相続人の方がお生まれになられた時からお亡くなりになられた時まで連続した戸籍謄本(※)が必要となります(一般の戸籍の他に、改製原戸籍が必要になる場合があります。被相続人の父母の戸籍謄本の提出をお願いする場合があります)。

※まず、被相続人の方がお亡くなりになられた記載のある戸籍を取り、そこから遡って、その方が出生して初めて戸籍に記載された時の戸籍謄本へと取り進んでいきます。

※市区町村役場で戸籍謄本を請求される際には、「相続手続きに使用する」旨と「被相続人の方がお生まれになられてからお亡くなりになられるまでの間がわかる戸籍謄本」とご説明いただくとわかり易いと存じます。

※被相続人の方がお生まれになられた時からお亡くなりになられた時までの戸籍謄本を一箇所ですべて入手できない場合があります。

- (2) 戸籍のある市区町村役場で入手できますが、戸籍のある市区町村が遠隔地の場合は、郵送により交付を受ける方法もあります。当該市区町村役場の戸籍担当者にお問い合わせください。
- (3) 様々なケースがありますので、一般的なケースについて説明いたします。

戸籍謄本の例

主な戸籍の変更事由

大正生まれの方の例

① 被相続人の方が生まれた日

② 結 婚

③ 家督相続

④ 昭和三十二年法務省令二十七号により
本戸籍改製による戸籍消除

⑤ 転 籍

⑥ 平成六年法務省令第五十一号による
改製につき消除

上記事項につきまして、個々の戸籍の変更を確認できる謄本が必要となります。
この方の例では計6通の戸籍謄本が必要です。

改製前の戸籍

				大正〇年〇月〇日〇〇で出生 父〇〇届出入籍 〇〇と婚姻入籍 法務省令により〇年〇月〇日新 たに戸籍を編成したため本戸籍 削除				地籍本 〇〇市△△町××番地
								主 戸
出生	妻	母	父	出生	相 模	母	父	主戸前 名氏
大正〇年〇月〇日	花子			大正〇年〇月〇日	太郎			相 模 一 郎
		長 女				長 男		

改製原戸籍

現在の戸籍

				大正〇年〇月〇日〇〇で出生 父〇〇届出入籍 〇〇と婚姻入籍 令和〇年〇月〇日〇〇にて死亡 同人妻〇〇届出				地籍本 〇〇市△△町××番地
								昭和三十一年法務省令二十七号により本戸籍編成
出生	妻	母	父	出生	相 模	母	父	名氏
大正〇年〇月〇日	花子			大正〇年〇月〇日	太郎			相 模 太 郎
						長 男		

I 全部事項証明書の例

(1の1) 全部事項証明書

本 籍 名 氏 名	〇〇市△△町××番地 相模 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成10年2月〇日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者 除 籍	【名】 太郎 【生年月日】 大正〇年〇月〇日 【配偶者区分】 夫 【父】 相模 梅太郎 【母】 相模 ヨネ 【続柄】 長男 (注意) このような記載がある場合、改製日前に結婚等で除籍された方については、この戸籍謄本には記載されないので、改製原戸籍が必要となります。
身分事項 出 生	【出生日】 大正〇年〇月〇日 【出生地】 神奈川県〇〇〇 【届出日】 大正〇年〇月〇日 【届出人】 父
婚 姻	【婚姻日】 昭和20年6月20日 【配偶者氏名】 信金 花子
養子縁組	【縁組日】 昭和39年10月10日 【共同縁組者】 妻 【養子氏名】 〇〇 さやか
死 亡	【死亡日】 令和〇年〇月〇日 【死亡時分】 午後12時30分 【届出日】 令和〇年〇月〇日 【届出人】 親族 △△△△
戸籍に記録されている者	【名】 花子 【生年月日】 大正△年△月△日 【配偶者区分】 妻 【父】 信金 次郎 【母】 信金 ハナ 【続柄】長女
身分事項 出 生	【出生日】 大正△年△月△日 【出生地】 埼玉県〇〇〇 【届出日】 大正〇年〇月〇日 【届出人】 父
婚 姻	【婚姻日】 昭和20年6月20日 【配偶者氏名】 相模 太郎 【従前戸籍】 埼玉県〇〇〇〇〇 信金 次郎
これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。 令和〇〇年〇月〇日 〇〇市長 〇〇 〇〇	

- (1)「相続手続依頼書」には、相続人の皆さま全員が各自直筆で署名し、各自のご実印を押捺してください。
- ①ご記入事項を訂正される場合は、当該箇所全てに必ず訂正印をご捺印ください。
- ②ご実印の押捺において、押捺欄に「複数捺印」「不鮮明」「重ね押し」の場合は受付ができませんので、新しい用紙をご使用ください。
- (2)相続人の方の中に未成年の方がいる場合は、相続センターもしくはお取引店にお問い合わせください。
- (3)遺言書・審判書等がある場合で、相続人全員の署名・捺印がそろわない場合は、遺言書・審判書等の原本をお取引店にお持ちのうえご相談ください。
- (4)「貸金庫」のご利用がある場合は、事前に相続センターもしくはお取引店にご連絡をお願いいたします。

【1】相続の開始

相続とは、ある人の死亡により、その人の財産についての一切の権利と義務を、死亡した人の配偶者や、一定の範囲の親族が受け継ぐことです。

死亡した人の権利や義務を引き継ぐ人のことを相続人、死亡した人のことを被相続人、相続人が受け継いだ財産のことを相続財産といいます。このように相続は、人の死亡によって開始されます。

【2】相続財産

相続財産の主なものには下記のようなものがあります。

・土地、建物 ・現金、預金 ・株式、社債等 ・債務(ローン、保証債務、連帯債務等)

(注)その他さまざまな権利・義務があります。

【3】法定相続人

民法の定めでは、つぎのように順位および割合が決められています。なお、被相続人の配偶者は常に相続人となります。

相続人の順位		法定相続分		
		配偶者がいる場合		配偶者がいない場合
1	子などがいる場合	配偶者 1/2	直系卑属(子など) 1/2 (注1)	直系卑属(子など) 100%
2	子などがいなく 親などがいる場合	配偶者 2/3	直系尊属(親など) 1/3 (注2)	直系尊属(親など) 100%
3	子も親もいなく 兄弟姉妹などがいる場合	配偶者 3/4	兄弟姉妹など 1/4	兄弟姉妹など 100%

(注1) 直系卑属:被相続人の子供(代襲相続人(注3)を含みます)

(注2) 直系尊属:被相続人の父母(または祖父母)

(注3) 被相続人の子供が相続開始以前に死亡したり、欠格事由や廃除により相続権を失ったときは、その子供(被相続人の孫)が代襲して相続人となります。

また、兄弟姉妹の子供も代襲相続しますが、兄弟姉妹の孫以降は代襲相続しません(甥・姪までは代襲相続します)。

なお、代襲相続人の相続分は、その親の相続分を等分します。

相続手続依頼書の記入方法

記入例

記入例を参照いただき、ご記入ください。

相続手続依頼書				受 付 番 号										
さがみ信用金庫 宛				令和 5 年 3 月 1 日										
被相続人 おなまえ 相模 太郎 お亡くなりになられた日 平成(令和) 4 年 9 月 30 日														
(相続人・受遺者・遺言執行者・その他) おところ 小田原市浜町1-4-28 おなまえ 相模 一郎 (実印)		(相続人・受遺者・遺言執行者・その他) おところ 小田原市本町2-9-25 おなまえ 相模 二郎 (実印)												
(相続人・受遺者・遺言執行者・その他) おところ 足柄下郡湯河原町城堀57-1 おなまえ 小田 信子 (実印)		(相続人・受遺者・遺言執行者・その他) おところ 必ずご本人がご署名ください。												
(相続人・受遺者・遺言執行者・その他) おところ 印鑑は鮮明に押してください。		(相続人・受遺者・遺言執行者・その他) おところ おところは印鑑証明書のとおりご記入ください。												
*各自が自署・押捺していただきますようお願いいたします。 *記入欄が不足する場合は、裏面の記入欄をご使用ください。														
上記被相続人が手続きおよび、なお、私たちが後日、事故や病		(tel) 090-1234-5678 (氏名) 相模 一郎		相続人代表者 相模 一郎										
1. 出資金 *法定脱退後の口座をご記入ください。なお、振込手数料が必要となる場合には差し引かせていただきます。		1口50円です。 〈例〉出資金額10,000円の場合、 200口(10,000円÷50円/1口)となります。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">口 数</th> <th style="width: 45%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">相続人名 (受取人名)</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">10,000</td> <td>フリガナ 相模 一郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> </table>		口 数	金 額	相続人名 (受取人名)	200	10,000	フリガナ 相模 一郎	口	円		振 込 先 金 融 機 関			
口 数	金 額	相続人名 (受取人名)												
200	10,000	フリガナ 相模 一郎												
口	円													
金融機関名 さがみ信用金庫		支店名 緑町支店		科 目 普通										
		口座番号		() 0 1 2 3 4 5 6										

【ご注意】

- *各項目に、必要事項、○等をご記入ください。
- *お取引内容により当金庫所定の書面が必要になります。
- *遺産分割協議が既に済んでいて、書面（印鑑登録証明書添付の遺産分割協議書など）を作成されている場合は、ご提出ください。
- *出資金のお手続きは、手続き完了まで所定の日数がかかります。

金庫使用欄

受付店 ()			事前確認者欄		相続センター	
検印	印鑑照合	係印	年 月 日	検印	係印	
			印			

・営業店で解約した場合
オペレーション
処理日

印

* 記入欄が不足する場合は、裏面の記入欄をご使用ください。

*記入欄が不足する場合は、裏面の記入欄をご使用ください。

・上記相続預金の払戻しにあたっては、預金規定にかかわらず、預金払戻請求書・小切手の提出はいたしませんので貴金庫所定の方法でお取扱いください。

・国債・投資信託に際しては、貴金庫所定の書類を提出いたします。

・上記の喪失物件は所在不明のため提出できませんので、貴金庫所定の方法でお取扱いください。なお、後日喪失物件が発見された場合には、私の責任において破棄するものとし、貴金庫には一切ご迷惑・ご損害をおかけしません。

(注1) 遺産分割協議書の場合は当該預金を受取る相続人のお名前、遺言書の場合は受遺者、または遺言執行者のお名前をご記入ください。

名義変更の場合は、別途、当金庫所定の印鑑票をご提出ください。

3. お受取方法

相続預金解約後は下記口座に入金してください。なお、振込手数料が必要となる場合には差し引いてください。					
1. 口座名義		金融機関名	支店名	科目	口座番号
フリガナ	サガミ イチロウ			普通	
相模一郎		さがみ 銀行 (信金) 農協・信組	緑町支店	()	0123456
2. 口座名義		金融機関名	支店名	科目	口座番号
フリガナ				普通	
		銀行・信金・農協・信組		()	

* 記入欄が不足する場合は、裏面の記入欄をご使用ください。

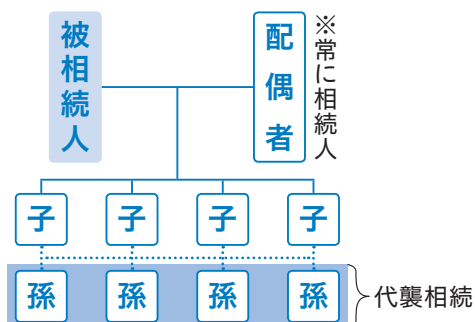
相続関係図

民法の定める相続人は、配偶者と親族ですが、親族には相続の順番があります。
配偶者は常に相続人となり、どの順位の相続人とも共同して相続人となります。

1. 第一順位

子が第一順位の相続人となります。

子や孫を残してお亡くなりになられている場合には、その子や孫が代襲相続人となります。



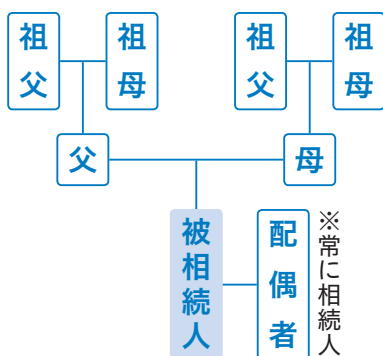
【被相続人の戸籍謄本】

出生～死亡まで、ご確認できる戸籍謄本が必要。

2. 第二順位

父母は、子およびその子の直系卑属がいない場合に、第二順位の相続人となります。

父母がお亡くなりになられていて、祖父母がいる場合には祖父母が相続人となります。



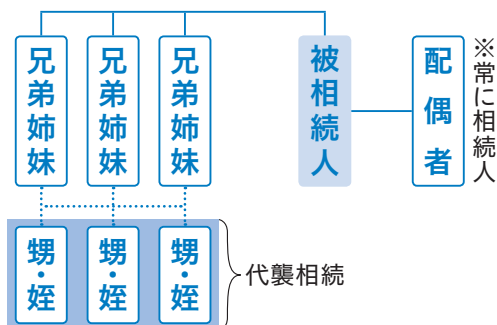
【被相続人の戸籍謄本】

出生～死亡まで、ご確認できる戸籍謄本が必要。

3. 第三順位

兄弟姉妹は、第一順位、第二順位の相続人がいない場合に、第三順位の相続人となります。

また、兄弟姉妹の中にお亡くなりになられている方がいる場合には、その方の子（甥・姪）が代襲相続人となります。



【配偶者がいない場合】

上位順位の方が全て相続します。

例) 配偶者がすでにお亡くなりになられていて、子と両親と弟がいる場合には、子が全て相続する。

相続人関係図

お亡くなりになられた方(被相続人)および法定相続人の氏名をご記入ください。

相続人が第一順位の場合は、第二順位・第三順位の方のご記入は不要です。

同様に、相続人が第二順位の場合は、第三順位の方のご記入は不要となります。

<相続人の範囲>

①配偶者は常に相続人になります

②下記の方が配偶者と共に相続人になります

・第一順位⇒子…子が死亡している場合は、孫が代襲相続人となります

・第二順位⇒父母(第一順位の相続人がいない場合)

……父母が死亡している場合で、祖父母が存命であれば、祖父母が相続人となります

・第三順位⇒兄弟姉妹(第一順位、第二順位の相続人ともいない場合)

……兄弟姉妹が死亡している場合は甥姪が代襲相続人となります

被相続人様に関する事項

お名前								
生年月日	M	T	S	H	R	年	月	日
死亡日	H		R	年	月	日		

(注)第一順位の代襲相続はどこまでも下の代まで代襲して相続します。《子(死亡)、孫(死亡)であれば、孫の子に代襲が及びます》

第三順位の代襲は兄弟姉妹の子までです。

《孫には及びません》

第二順位

祖父
祖母

父

母

祖父
祖母

常に相続人

配偶者

被相続人

第三順位

続柄 兄弟姉妹

続柄 甥・姪

第一順位

続柄

子

続柄

孫

さがみ信用金庫